○外務省告示第百九十一号

ボリビア多民族国政府は、明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」を廃棄する旨を平成二十八年三月三十一日にベルギー王国政府に通告した。よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にボリビア多民族国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十五日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十二号

ドミニカ共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年三月三十一日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にドミニカ共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十五日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第百六十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十八年五月六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年五月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第十七回	二十八億円	百四円十九銭
〃	〃	百億円	百四円二十三銭

○外務省告示第百九十三号

リビア政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年三月三十一日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にリビアについて効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十五日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十四号

コンゴ民主共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年三月三十一日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にコンゴ民主共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十五日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○経済産業省告示第百六十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年五月二十七日

経済産業大臣　林　幹雄

〃	第二十回	五億円	百五円七十銭	
〃	〃	十億円	百五円七十二銭	
〃	第二十一回	五億円	百五円七十五銭	
〃	〃	十二億円	百五円八十九銭	
〃	〃	十億円	百五円九十三銭	
〃	〃	十億円	百五円九十五銭	
〃	〃	十億円	百五円九十七銭	
〃	〃	十億円	百五円九十九銭	
合計		二百億円		

○経済産業省告示第百六十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第二号の規定に基づき、同号の事業活動の制限を次のように指定し、同号の事由を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

経済産業大臣　林　幹雄

1　事業活動の制限

三菱自動車工業株式会社が平成二十八年四月二十日に公表した同社製造の車両に係る燃費試験における不正行為に伴い同社が同日以降実施している生産活動の制限

2　事由

三菱自動車工業株式会社と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、同社の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降のいずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比十パーセント以上であること

3　指定期間

平成二十八年四月二十日から平成二十九年四月十九日まで

災害名	地域	指定の期間
平成二十八年熊本地震	熊本県	平成二十八年四月十四日から平成二十八年八月二十六日まで
	大分県	
	鹿児島県	
	長崎県	
	宮崎県	